

## 佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫に起因する地域問題の減少を図ることを目的として、佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がいる猫以外の猫であって、市内に生息するものをいう。
- (2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域猫活動により、適切に管理されているものをいう。
- (3) 地域猫活動 地域住民（市内の一定の地域の住民をいう。）が主体となり、ボランティア及び行政が共同して、当該地域にあった方法で、管理者を明確にし、飼い主のいない猫のうち対象となる地域猫を把握するとともに、餌及びふん尿の管理、不妊手術及び去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）の徹底、周辺美化その他の地域のルールに基づいて適切に当該猫を管理するものをいう。
- (4) 不妊・去勢手術 獣医師による猫の生殖を不能にする手術であって、雌猫については卵巣又は卵巣及び子宮を摘出するものを、雄猫については精巣を摘出するものをいう。
- (5) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を受けている者で、動物病院に所属するものをいう。
- (6) 動物病院 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出をした飼育動物の診療の業務を行う施設をいう。
- (7) 耳カット 不妊・去勢手術が既に行われている猫であることを確認し、実施されていることが識別できるように、獣医師により、当該猫の耳の一部を切除する処置をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体又はその代表者とする。

- (1) 市内に居住する3人以上の者で構成され、かつ、同一の世帯に属するもののみで構成されていないこと。
- (2) 市内で地域猫活動を行っていること。

(3) 地域猫活動を行う場所（以下「活動場所」という。）の土地所有者及び活動場所の所在地が属する地域の町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の同意（町内会等がない場合は、活動場所に隣接する土地所有者及び居住者の同意）を得ていること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域猫の不妊・去勢手術に要した経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1匹当たり1万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表、写真及び生息場所の位置図

(2) 申請団体構成員名簿

(3) 申請団体構成員のうち市内に居住する者3人以上の住民票の写しその他の市内に居住することを証するものの写し

(4) 第3条第1項第3号の同意を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類については、当該住民票の写しその他の市内に居住することを証するものの写しの提出が必要な者の同意を得て市長が公簿等により確認することができる場合に限り、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

4 補助金の交付を受けようとする者は、不妊・去勢手術を実施する前であって、補助金の交付を受けようとする年度の1月末日（佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、その翌日）までに補助金の交付の申請をしなければならない。

（交付の決定）

第7条 規則第6条第1項に定める補助金の交付の決定の通知は、佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（実績報告等）

第8条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）は佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書（別記様式第3号）とする。

2 実績報告書に添付する書類は、以下のとおりとする。

- (1) 不妊・去勢手術に係る動物病院が発行する領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 耳カットが確認できる地域猫の写真その他の不妊・去勢手術を行ったことが確認できる地域猫の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の決定があった日の翌日から起算して90日を経過する日又は交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日（佐倉市の休日に関する条例第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、その翌日）までに提出しなければならない。  
（額の確定）

第9条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（別記様式第5号）とする。

2 補助事業者等は、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知を受けた場合は、その受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は市長が定める日のいずれか早い日までに、佐倉市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書を提出しなければならない。

附 則（令和6年5月27日決裁佐生環第156号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月25日決裁 佐生環第951号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日決裁 佐生環第949号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

代表者住所

代表者氏名

電話番号

佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度
交付申請額	円（ 頭）
添付書類	(1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表、写真及び生息場所の位置図 (2) 申請団体構成員名簿 (3) 申請団体構成員のうち市内に居住する者3人以上の住民票の写しその他の市内に居住することを証するものの写し (4) 第3条第1項第3号の同意を証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類
同意事項	この申請に係る審査に際し、添付書類（3）の内容については、市長が公簿等によって確認することに同意します。  氏名 ⑩ 氏名 ⑩  氏名 ⑩ 氏名 ⑩  氏名 ⑩ 氏名 ⑩  ※本人署名の場合は、押印不要です。

様式第2号（第7条関係）

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

佐倉市長 印

年 月 日付けで申請があった佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、次のとおり（交付しないことに）決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定  
交付決定額 円（ 頭）
2. 却下  
理由
3. 補助金交付条件（交付決定の場合）
  - （1） 年 月 日までに実績報告を行うこと。
  - （2） 事業内容の変更や、遂行が困難になったときは、速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

様式第3号（第8条関係）

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

代表者住所

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助事業等を完了したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助年度	年度
不妊・去勢手術を実施した日	
不妊・去勢手術をした病院名	
経費所要総額	円（ 頭）
交付決定額	円（ 頭）
添付書類	(1) 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し (2) 耳カットが確認できる地域猫の写真その他の不妊・去勢手術を行ったことが確認できる地域猫の写真 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

佐倉市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の額を確定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 円（頭）

2. 確定額 円（頭）

3. その他

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（別記様式第5号）により 年 月 日までに請求してください。

様式第5号（第10条関係）

佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

代表者住所

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で決定があった佐倉市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

（振込先）

金融機関名	
本店・支店名	本店・支店・支所
口座	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	